

## 焼津市規則第12号

### 焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（令和元年焼津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

#### (抑制区域)

第3条 条例第7条第3項の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。

#### (届出等)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出及び条例第10条第1項の規定による同意の申請は、再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書兼同意申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 確約書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 事業区域等状況調書（第4号様式）
- (4) 地域住民等説明会報告書（第5号様式）
- (5) 別表第2に定める図書

2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 地域住民等への説明状況の報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書（第6号様式）に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

4 事業者は、第1項及び前項の届出について、正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

#### (同意)

第5条 市長は、条例第10条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電設備設置事業同意通知書（第7号様式）又は再生可能エネルギー発電設備設置事業不同意通知書（第8号様式）により当該事業者に通知するものとする。

#### (身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（第9号様式）によるものとする。

#### (指導、助言及び勧告)

第7条 条例第12条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電設備設置事業指導・助言通知書（第10号様式）によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電設備設置事業勧告書（第11号様式）によるものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

抑制区域	根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
海岸保全区域	海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項
河川区域及び河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号及び第25条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
景観まちづくり重点地区	焼津市景観まちづくり条例（平成30年焼津市条例第23号）第8条第1項
用途地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号

別表第2（第4条関係）

図書の種類
位置図及び案内図
発電設備の施工図（太陽電池モジュール等の配置を図示したもの等）
公図の写し
事業区域の土地の登記事項証明書
他法令による許認可を受けている場合は、その写し
その他市長が必要と認める図書